

○上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱

平成27年6月2日告示第54号

上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）の規定に基づき、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業に係る補助金の交付に関して、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、国の要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 防耐火性能、吸音性能等を確保するために建築物の壁、柱、天井等に吹付け施工された吹付けアスベスト、吹付けロックウール及びアスベストを含有するおそれのある吹付け建築材料をいう。
- (3) 含有調査事業 吹付けアスベスト等に係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及びその含有量について行う定量分析の調査をいう。
- (4) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の建築物をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、民間建築物の吹付けアスベスト等について行う含有調査事業とする。

2 補助の対象となる民間建築物は、次に掲げる要件の全てを満たす建築物とする。

- (1) 本市の区域内に存する建築物
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物
- (3) 原則として、本要綱及び本要綱以外の他の補助金の交付を受けて、アスベスト含有調査をしたことのない建築物

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、前項の建築物の所有者（区分所有の建築物にあつては建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条の規定に基づく団体をいう。）又は所有者

と同等と市長が認めるもので市税・使用料等を滞納していないものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、含有調査事業に要する費用（消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、市長が認める範囲内における経費（千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。）とし、1棟当たり25万円を上限とする。ただし、国の補助額が25万円以下の場合は、その額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助事業（実施・変更）計画書（様式第2号）
- (2) 上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業収支（予算・精算）書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく補助金の交付又は不交付の決定は、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定により申請した事業内容を変更しようとするときは、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付変更申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助事業（実施・変更）計画書（様式第2号）
- (2) 上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業変更収支予算書（様式第6号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、上天草市民間建築物吹付け

アスベスト含有調査事業（中止・廃止）申請書（様式第7号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前2項の申請書を受領し、その内容が適当であると認めたときは、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金（変更・中止・廃止）決定承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告等）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業完了実績報告書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の完了実績報告書は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された完了実績報告書の内容を精査し、必要に応じて検査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の交付確定通知を受けた交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

（補助金の取消）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第10条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- （1）虚偽その他の不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 前項の規定に基づく補助金の交付決定の取消しは、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付（決定・確定）取消通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、上天草市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の保管）

第14条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、事業完了後5年間、関係書類とともに整理し、保管しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条、第8条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第9条関係）

様式第10号（第10条関係）

様式第11号（第11条関係）

様式第12号（第12条関係）

様式第13号（第13条関係）